

参 考 资 料

平成19年11月16日

金 融 庁

金融商品取引法における課徴金類型

類型	有価証券届出書等の虚偽記載	有価証券報告書等の虚偽記載	風説の流布・偽計	相場操縦	インサイダー取引
規定	172条	172条の2	173条	174条	175条
対象となる行為	重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類を提出した発行者が、当該発行開示書類に基づく募集・売出しにより有価証券を取得させた場合や売り付けた場合	重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等(有価証券報告書・その添付書類、訂正報告書)を提出した場合	風説を流布し、あるいは偽計を用いて、有価証券等の相場を変動させ、当該変動させた相場により、自己の計算において、当該違反行為から1か月以内に当該有価証券等に係る取引をした場合	自己の計算において、有価証券売買等の取引を誘引する目的をもって、上場金融商品等の相場を変動させるべき一連の有価証券売買等やその申込み・委託等をした場合	自己の計算においてインサイダー取引をした場合又は上場会社等の役員等が当該上場会社等の計算においてインサイダー取引をした場合
課徴金の額	有価証券の募集・売出額の1%(株券等の場合は2%)	300万円 (虚偽記載がなされた継続開示書類に係る事業年度における株式時価総額の10万分の3に相当する金額が300万円を超える場合にはその額)	違反行為によって変動させた相場によって違反行為から1か月以内に行われた有価証券の売買の価額と当該違反行為直前の価額の差額	相場操縦期間中に確定された売買損益と相場操縦終了後1か月以内の反対売買により確定された売買損益の合計金額	「重要事実の公表日の翌日における株式等の最終価額」と「重要事実公表前に買い付けた(売り付けた)株式等の価額」との差額に、当該買い付けた(売り付けた)株式等の数量を乗じたもの